

吹田市立男女共同参画センター電気・機械設備等保守業務仕様書

吹田市立男女共同参画センター(以下「男女共同参画センター」という。)の電気・機械設備等保守業務(以下「委託業務」という。)に関する実施要項について、次のとおり定める。

1 目的

受注者は、発注者の男女共同参画センター内外の電気・機械設備等保守業務に関し常に管理保全に努め、その維持に万全を期することを目的とする。

2 委託期間

本業務の契約期間は令和6年(2024年)6月1日から令和9年(2027年)5月31日までとする。

3 従事員

- (1) 従事員には、第3種電気主任技術者を含むものとする。
- (2) 受注者は、現場における業務を管理する責任者を定め、併せてその他委託業務に従事する者の氏名を発注者に通知するものとする。
- (3) 受注者の従業員が委託業務を行うときは受注者が支給する身分証明書、名札を着用するものとする。
- (4) 受注者の従業員は定められた時間以外無断でセンター内に居残り、又は立ち入ってはならない。
- (5) 受注者は、人事管理上その他やむを得ない理由により異動交代を行う場合においては、事前にその旨を発注者に通知するものとする。
- (6) 発注者は、委託業務に従事する者について、服務上不相当と認めたときは、他の者との交替を受注者に求める事ができる。
- (7) 受注者は、委託業務に従事する者全員に、本仕様書を遵守させること。

4 従事時間等

従事時間等は、労働基準法及び関係法令を遵守し、男女共同参画センターの運営に即応したものとする。

(1) 開館日の従事時間

午前8時30分～午後9時 常時1名以上従事すること。

(2) 休館日

祝日、12月29日～1月3日

(3) その他

休館日及び時間外であっても緊急又は夜間に延長して施設の利用がある場合や、発注者が特別に必要と判断し要請をした場合には、業務に従事するものとする。

5 業務内容

業務は次のとおり実施するものとする。

(1)空気調和設備

地階に設置した吸収式冷温水機・空気調和機により、各階に設置された空調機を経て、空気吹出口に至るまでの冷暖房設備全ての運転及び管理保全

(2)換気調整設備

外気取入口及び室内吹出口から各階に設置された給気ファンを経て、室内の換気調整を行う全設備の運転及び管理保全

(3)給排水衛生設備

屋内に設けられた取引用水道計量器から、受水槽に至る市水引込設備並びに受水槽高架水槽から給水口を経て、外部下水道に至る設備の管理保全

(4)ガス設備

取引用ガス計量器から、ガス供給口に至るまでの設備並びに付属ガス器具の管理保全

(5)電気設備

引込柱の責任分岐点から地階に設置した受変電設備を経て、負荷に至る設備及び負荷設備並びに避雷針設備等の運転及び管理保全

ただし、自家用電気工作物保安管理業務委託部分は除く。

(6)防火設備

受水槽から消火ポンプ、消火栓を経て、消火放水口に至る設備並びに室内に設置された感知機の発信機から受信機に至る設備の運転及び管理保全、さらに消火器の管理

(7)冷温水設備

冷却塔及び膨脹水槽の管理保全

型式:HAU-G40EXA 2台

(8)昇降設備

昇降設備の運転管理

(9)消防訓練への参加

年1回以上実施する消防訓練に参加するものとする。

(10)その他簡易な補修

Pタイル等の張替、扉及びブラインド等会館建物の維持管理保全。

工芸室設置の集じん機内部に溜まった木くず等の排出。

照明器具(男女共同参画センターが指定するものを除く)、空気吹出口並びに吸込口等について、年1回以上清掃等を行うものとする。

(11)委託業務に係る関係官庁等への報告・届出などは、一切受注者が行うものとする。

(12)委託業務は、関係法令等に従うものとする。

6 冷暖房期間並びに冷温水発生機運転時間

(1)冷暖房期間

① 冷房 6月1日 ～ 9月30日

② 暖房 12月1日 ～ 3月31日

(2)冷温水発生機運転時間

午前8時30分～午後8時30分

ただし、発注者の要請があった場合、上記期間外であっても運転を行うことがある。

7 作業日誌等の作成

定期的に記録し報告するものは、次のものとする。

- (1)作業日誌
- (2)受電日誌
- (3)ガス・水道計量器検針記録
- (4)冷温水発生機運転日誌
- (5)温度・湿度記録表
- (6)残留塩素測定記録
- (7)日常点検表(A)
- (8)日常点検表(B)空調機排気
- (9)その他

8 受注者が負担する資材機器等

(1) 工 具

ペンチ、ラジオペンチ、ニッパー、電工ナイフ、ポンチ、ドライバー(大・中・小)、モンキーレンチ(大・中・小)、南京ハンマー、テストハンマー、組ス pana、パイプレンチ、ヤスリ、シラカップ、木工鋸、ジャンピング工具、金切バサミ、布切バサミ、金切鋸、木工キリ、油差し、各種タップ、トーチランプ、圧着ペンチ、空気ドリル、グラインダー、作業灯、バイス、ハンダゴテ、ワイヤーブラシ、折尺、巻尺、プーリー抜き、グリスポンプ、電流計、電圧計、絶縁抵抗計、懐中電灯など保全に必要な工具類

(2)油 脂 類

グリス、洗油、潤滑油

ただし、冷温水発生機オイルは除くものとする。

(3)機械補助材料等

グラウンドパッキン、ヒートパッキン、ゴムパッキンなど

(4)消 耗 品

サンドペーパー、ビニールテープ、スリオンテープ、シールテープ、ペースト、タワシ、ハンダ、鋸刃、金属磨、石鹼粉、ワックス、長靴、作業服、作業帽、作業靴、手袋、ウエス、清掃用具、その他

9 発注者の負担

修理などで取替を要する場合は、品名、数量などを用紙に記入し、男女共同参画センター職員に提出するものとする。なお、これらの経費は発注者の負担とする。

10 鍵の預託

(1)委託業務に必要な鍵は、不正が生じないよう厳重な取扱いと保管をすること。

(2)発注者が預託する鍵は、次のとおりとし発注者が貸与するもので、契約期間終了後直ちに返却するものとする。

・マスターキー 1本

(3)発注者が預託した鍵は、絶対に複製してはならない。

11 環境対策

受注者は、環境問題に関心をもって業務を行うこと。

12 個人情報保護

受注者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守すること。

13 提出書類

受注者は、契約締結と同時に次の書類を提出し、承諾を得た後、業務に着手すること。

(1)業務着手届 (2)下請業者名簿 (3)現場責任者届 (4)主任技術者届

なお、主任技術者については、第3種電気主任技術の有資格者を選任し、資格証の写し等有資格者であることが確認できる書類を添付すること。

14 条件付解約

当該業務の契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。このため、翌会計年度以後の予算が減額・削除された場合には当該契約の変更・解除があり得るものとする。

15 その他

委託期間の後半において、男女共同参画センターの大規模修繕工事が予定されており、その期間の業務内容については協議することとする。その他、この仕様書に定めのないことについては、発注者と受注者が協議のうえ、定めるものとする。